

清情審答申第3号

令和4年4月27日

清水町長 関 義弘 様

清水町情報公開審査会

会長 安本晋



### 答申書

当審査会は、清水町情報公開条例第19条の規定に基づく令和3年9月22日付け非公開決定（令和3年清く廃第31号）に対する審査請求に係る諮問について、以下のとおり答申する。

記

#### 1 審査会の結論

実施機関が審査請求の対象とした公文書について、不存在を理由として非公開としたことは結論において妥当である。

#### 2 審査請求に係る経緯

##### (1) 開示請求

審査請求人は、令和3年9月9日、実施機関に対し、清水町情報公開条例第6条第1項の規定により、次の公文書の公開請求を行った。

「平成31年2月25日開催の沼津市新中間処理施設に係る町と外原区との意見交換会で、区が示した「静観する」を沼津市に最初に伝えた記録（会議記録、文書（令和2年1月14日除く））」

##### (2) 実施機関の決定

実施機関は、令和3年9月22日、文書不存在を理由として公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、審査請求人に通知した。

### (3) 審査請求

審査請求人は、令和3年10月20日、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分を取消し、公開を求める審査請求を行った。

### (4) 質問

実施機関は、令和3年10月21日、当該審査請求を受けて、条例第19条の規定により、当審査会に質問をした。

## 3 審査請求人の主張要旨

### (1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、行政文書を開示するとの決定を求める。

### (2) 本件審査請求の理由

ア 清水町は、沼津市に対して、令和2年1月になってから外原区が平成31年2月25日に示した静観するとの見解を文書で提出したと述べているが、こうした見解の文書を約1カ月後に送付したというのは遅すぎる。

イ 重要な施設建設に関する公文書が不存在であるということは公文書の取扱に疑問があり、作成していないとしたら不適切な事務処理である。

ウ 清水町が沼津市に対して伝達場所、日時を特定できたのは記録が存在することの証明であると考えられるから不存在に疑問がある。

エ 以上のとおり、文書不存在のため非公開とした決定には異議がある。

## 4 実施機関の主張要旨

実施機関から沼津市への外原区の「静観する」立場についての最初の伝達は平成31年2月27日に実施機関の庁舎内において口頭で伝達したものであり、その内容は平成31年2月25日開催の沼津市新中間処理施設に係る町と外原区との意見交換会（以下「意見交換会」という。）において示された区の見解の口頭伝達であり、意見交換会の記録と重複するから記録の文書等は作成していない。

協議等の記録化については、出張における復命（清水町役場処務規則第69条）を除き、清水町としての例規等に規定がなく、平成31年2月27日に行われた沼津市との打合せの記録は所轄課の裁量により作成されていない。

意見交換会の内容は重要度が高いものと認識している。

沼津市に対する伝達場所、日時が特定できたのは、本開示請求を受けて沼津市に問合せを行ったところ、沼津市において作成されていた「清水町との打合せ記録」によって特定可能であったことによる。

## 5 審査会の判断

(1) 実施機関は、文書不存在を理由として公文書非公開決定を行ったことから当該処分について、以下検討する。

ア 実施機関が、平成31年2月25日に行われた意見交換会の内容を沼津市へ最初に伝達したのは、意見交換会の直後である2日後の平成31年2月27日と認められる。そして、この沼津市への伝達については、実施機関の庁舎内で行われたものであり規定上文書として作成する義務があるものに該当しない。また、実施機関担当課長の立合いがあったことからしても、担当者から担当課への報告文書等が作成されなかつたことは不合理とまでは言えない。

実施機関による、意見交換の記録と重複するから記録の文書等は作成していない、という理由については、意見交換会そのものと沼津市への意見交換会の内容の伝達は別個のものであるから、重複には該当しないと思料され、公文書不存在の理由としては不相当と言えるが、報告文書等を作成しなかつた事実 자체を左右する理由になるとは言えない。

イ 実施機関は、本件開示請求を受けて、全ての記録を検索したが、該当する記録の存在を確認できなかつた。

また、当審査会事務局においても、関連すると思料される文書及び電子記録を全て確認したが、該当するような文書及び電子記録は見つからなかつた。

ウ したがって、本件において、公文書が不存在であることは直ちに不当であるとまでは言えないから、不存在を理由とする非公開とした結論は妥当と判断する。

(2) 本件審査請求に対する当審査会の判断は以上のとおりである。

実施機関は、意見交換会の内容自体については重要と認識しているものの、沼津市担当者への伝達は、意見交換会時点における外原区の姿勢を一報として行ったに過ぎず、重要度が高くないと認識している。

しかし、沼津市側には協議を行った記録が存在していること、後に清水町長か

ら沼津市長に宛てた文書においても、外原区の「静観」という姿勢を伝えていることから、本件が仮に担当者間の一報であったとしても一定程度の重要性が伺えるものである。

清水町情報公開条例の趣旨、目的が、清水町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようになるとともに、町民の町政参加のより一層の促進を図り、もって町民の町政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた町政の発展に寄与することに鑑みれば、清水町の行う事務事業の執行過程については、できる限り公開されることが望ましい。

そうであるとすれば、特に重要と認識されるような事務事業の執行過程は、可能な限り文書や電子的記録として作成、保存されるべきであり、実施機関においては、情報公開条例の趣旨に従ってより一層適切な情報の取扱が為されるようにならねばならない。要望する次第である。

- (3) また、本件審査請求の審査過程において、実施機関が沼津市から「清水町との打合せ記録」を取得したところ、当該記録については本件処分時点では存在していなかったから審査請求人への公開が為されなかつたものと思料される。

この点実施機関から審査請求人に対し釈明するとともに、沼津市からの当該記録については、審査請求人の開示請求の趣旨に沿うとも思料されるから、当該記録の公開を求めるか否か意向を確認することが望ましいと思料する。

## 6 審査会の処理経過

- (1) 令和3年10月21日 実施機関から諮詢を受け付けた。
- (2) 令和3年11月25日 実施機関から意見書（理由説明書）を受け付けた。
- (3) 令和3年12月27日 審査請求人から意見書を受け付けた。
- (4) 令和4年2月15日 第1回審査会を開催した。
- (5) 令和4年3月17日 第2回審査会を開催した。（審査請求人からの口頭意見陳述を実施）
- (6) 令和4年4月15日 第3回審査会を開催した。

7 審査会の委員

会長 安本 晋

委員 岩崎 正司

委員 河原崎 尊親



